

第5次基本計画策定専門調査会 人材・意識WG（第2回）資料

男性にとっての男女共同参画について

伊藤公雄（京都産業大学）

男女共同参画の実現のためには、女性の社会参画促進の一方で、現状の日本社会においていまだ主導権の多くを握ってきた男性たちの、アンコンシャス・バイアスを含む意識と生活スタイルの根本的な改革が必須になる。国際社会も、21世紀に入って以後、国連を軸にジェンダー平等の達成に向けた「男性・男子の役割」に注目し、EU などにおいても社会調査を含めて「男性・男子の役割」をめぐって、さまざまな提言がなされている。他方、男性の長時間労働や男性高齢者の労働参画の増加、メンタル・ストレスの深まり（自殺念慮者割合の高さや精神科での治療者の増加）など男性を取り巻く環境の悪化はいまだ解決をみていない。さらに、女性の社会参画を支える基本となる男性の家事・育児参加もいまだ平均1時間に届かない状況にあるし、男性の育児休業取得率はやっと6%台（しかもほとんどが1週間以内）にすぎない。また、いわゆる「歪んだ男性生（Toxic Masculinity）」に基づくと思われる男性による凶悪事件の続発など、対応すべき課題はますます拡大しつつある。

以上のような現状認識に基づき、以下のような男性を対象とした男女共同参画施策の必要性について提言したい。

1. 男性・男子の「ケア力」育成に向けた全世代型教育プログラムの整備・活用

EU で進められている Caring Masculinity の視座を日本的に適用し、全世代に向けて、男性のケア能力（育児・介護など）の向上をはかる。ここでいう「ケアの力」とは、他者（および自己）の生命、身体、思いへの十分な配慮の能力である。男性たちの多くは、この能力が弱い。結果的に、他者への配慮が弱い（育児や介護の力も身につかない）だけでなく、時に攻撃的な行為（Toxic Masculinity 現象はその病理的な発現だろう）を生み出すことになる。さらに、自己の健康管理等も怠りやすいと考えられる。

また、高齢男性対象の「ケアを受容する能力」（ケア提供者へのハラスメントや暴力の抑止、ケアを感謝の気持ちで受容する力の育成に向けた啓発など）の醸成をはかることも、今後の高齢社会の深化を前に重要な課題になるだろう。

2. 公的男性相談の拡充と、ジェンダー視点をもった男性対象の相談員の育成

第三次男女共同参画基本計画において開始された地方自治体における男性対象の相談事業を、「地方自治体における男性相談マニュアル」の普及を含めて、さらに一層拡充する。また、第三次計画の段階で実施した「男性にとっての男女共同参画」の意識調査などを継承し、男性たちが現在直面している諸課題について幅広い調査を実施し、男性対象の男女共同参画施策の内容を検討することも重要だろう。さらに、相談を効果あるものにするために、ジェンダー視点をもった男性対象の相談員の育成も必要になると思われる。

3. 仕事と家族的責任が両立可能な働き方改革の実現

働き方改革をさらに徹底し、男性の長時間労働の規制と家族責任が果たせる労働時間規制を進めることは、これまで以上に問われている。現行の残業時間上限制度にとどまらず、EUの労働時間の上限制度（EUでは、4ヶ月の調整期間の平均で、1週間あたり、時間外労働を含めて48時間を超えないことを確保するための必要な措置をとることになっている）を日本の実情にあわせて設定することも考えるべきだろう。

4. 男女双方に育児参加における特別有給休暇20日の追加の制度化

男性の育児参画を進めるために、子の出生後1年の間、該当する男女双方に、育児による有給休暇特別枠を20日間追加する（これまでの育児休業制度は、取得手続きもたいへんであることも男性の取得の障害になってきたといわれる。また、男性の育児休業義務化では、個々の家庭の事情に十分対応しきれない）。有給分の給与支給については、これまでの雇用保険からの支給などの仕組みの見直しも含めて、新たな制度設計が必要だろう。

5. DV・性暴力加害者への矯正教育プログラムの拡充

欧米や台湾におけるDV加害者更生教育プログラムを十分に調査し、法務省の管轄の下でプログラム実施を進める。

特に、台湾における保護命令が出された加害者に対する、裁判所の判断による更生プログラムの実施（台湾政府のインタビューによれば、病院への送致、心理カウンセリングなどとともに、保護命令が出された加害者の7割程度が、更生プログラムの適用命令を受けているという）などは参考にすべきだろう。

6. 子ども最優先の視点からの安心で安全な面会交流の法的・制度的整備

すでに、この問題は、男性による元妻の殺人や子どもとの心中など、さまざまな悲劇を生んでいる。離婚後などの家族に対する、裁判所の監視・命令のもとでの、子ども中心の視座にたった、安心・安全な面会交流の制度化を進めることが求められる。

7. 男性の過労死・自殺予防対策の強化

男性の過労死・過労自殺などを視野においた自殺予防施策の一層の強化が必要だろう。いわゆる「変死者」への対応も含めた自殺の実態についての世代別、性別、職業別の調査の強化や働く男女のメンタル問題の調査と調査に基づいた対応策の検討を進めることも必要だろう。

8. ひとり親家庭への支援の拡充と、シングルファザーへの十分な配慮

シングルマザー家庭への支援の一層の拡充とともに、見落とされがちだったシングルファザーの実態調査と、調査に基づいた支援策の充実が必要だろう。

9. 心身の発達に対応した全教科でのジェンダー平等教育・性教育の拡充

台湾のジェンダー平等教育などを参照に、発達段階に応じた年4時間程度（台湾では年8時間）のジェンダー平等教育・性教育の制度化なども考える必要があるだろう。特に、男子へのジェンダー平等教育・性教育はきわめて重要な課題だろう。

10. 女性とともに、男性にも十分に配慮したあらゆる分野でのジェンダー統計の整備・拡充

ジェンダー統計の充実において女性対象の調査の拡充とともに、男性というジェンダーに着目した調査を整備する。特に、ジェンダーに敏感な視点に基づいた健康・医療調査の実施と性差医療の整備などにはもっと注目すべきだろう。